

石岡市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成27年5月20日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市教育行政の円滑な運営と支出に関する透明性の確保に資するため、石岡市教育委員会教育長の交際費（以下「教育長交際費」という。）の支出区分、支出範囲、金額等の基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 教育長交際費とは、教育長が、石岡市の教育行政の発展及び円滑な市教育行政運営を図る上で、特に必要と認める場合に支出する経費をいう。

2 前項の支出に際しては、公益性及び政治的中立性を失してはならない。

(支出区分等)

第3条 教育長交際費の支出区分、支出範囲及び支出金額等は、別表に定めるところによる。

(支出状況の公表)

第4条 教育長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、当月分を翌月15日までに石岡市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出区分	支出範囲			支出金額等
弔慰	教育委員	現職	本人	香典10,000円及び生花1基
			配偶者又は一親等の親族	香典5,000円
		元職	本人	香典5,000円
	市議会議員	現職	本人	香典5,000円
	県及び他市町村の教育長のうち、教育長が特に必要と認める者	現職	本人	香典5,000円
	教育行政の発展に貢献があったと教育長が特に認める者		本人、配偶者又は一親等の親族	香典5,000円以内
見舞	教育委員が10日以上入院加療を要した際の見舞いに係る支出			5,000円
慶祝	教育行政の運営上必要な催事、式典、祝賀行事等で教育長が招待を受け出席したものに係る支出。ただし、市が補助を行っている団体等については原則として支出しない。			10,000円を限度として、社会通念上妥当と認められる額
会費	教育行政の運営上必要な会議、会合、研修会、懇談会等に参加する場合において、会費を要するものに係る支出			会費相当額又は社会通念上妥当と認められる額
渉外	教育行政の運営上外部機関等との交渉又は交際が必要なものに係る支出			10,000円を限度として、社会通念上妥当と認められる額
その他	上記のいずれにも属さない場合で、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認めるものに係る支出			相当額